

2021年（令和3年）8月20日

各 位

大阪弁護士会

会 長 田 中 宏

「宅地・盛土問題110番」の実施について（ご案内）

平素は当会の諸活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当会では、平成8年から（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止のやむなきに至った昨年を除いて）毎年、欠陥住宅問題に関する110番活動を実施しております。この活動は、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災において多くの人命が家屋の倒壊により失われたことから、日本弁護士連合会が全国の単位会等に呼びかけて始まったものです。平成14年からは、欠陥住宅及び地盤被害問題について多くの経験を持つ欠陥住宅被害全国連絡協議会の下部組織である欠陥住宅関西ネットと共催してきました。

雨漏りや地盤沈下、リフォーム工事等に関するトラブルは後を絶ちませんし、大阪北部地震や台風による建物被害を巡る紛争も収まったとは言えません。また、近時は、大阪市西成区での擁壁崩壊による住宅崩落や静岡県熱海市の土石流被害など、宅地・盛土に関する問題がクローズアップされ、今にも同様の被害に巻き込まれ、あるいは被害を与えることが懸念されるケース等につき、早急な対応が望まれます。

そこで、これらの被害の予防・救済という消費者問題への取り組みの一環として、欠陥住宅・地盤被害問題に関する110番活動を欠陥住宅関西ネットとの共催で、標記110番を実施することとなりました。建築紛争に詳しい弁護士と建築士および地盤品質判定士が相談を受け付けます。また、今回は、ZOOMを使ったリモート相談も併用いたします。トラブルや不安を抱えてお悩みの方は是非お電話ください。

記

実施日時：令和3年8月28日（土） 午前10時～午後4時

電話番号：0570-017-110（全国統一番号）

*当日のみの専用電話番号です（事前予約不要）。

オンライン相談（Zoom）：QRコード又は下記URLよりお申込みください。

*事前予約制【申込〆8月26日（木）】

*相談時間は30分間です。



https://www.osakaben.or.jp/web/entry/form.php?id=id_6111d85383ceb

相談担当者：当会消費者保護委員会委員

欠陥住宅関西ネット会員たる弁護士、建築士および地盤品質判定士

以上

※本件に関する問合せ先

大阪弁護士会 委員会部人権課

TEL. 06-6364-1227